

# 給付年金コーナー

## 国民年金に加入するための手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の**第1号被保険者**または**第3号被保険者**となります。

また、国民年金第1号被保険者は毎月16,520円（令和5年度）、保険料を納める必要があります。

### 第1号被保険者の加入の手続き

- 手続き窓口……住所地の市区役所または町村役場
- 添付書類……基礎年金番号通知または基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 提出期限……退職日の翌日から14日以内
- 提出者……ご本人または世帯主

★また、提出に当たっては手続きの簡素化および迅速化が見込める電子申請をぜひご利用ください。  
電子申請にはマイナポータル開設が必要です。

### 第3号被保険者（配偶者の被扶養者となる方）の手続き

- 加入要件……①日本国内に住んでいること  
②20歳以上60歳未満  
③厚生年金保険に加入する配偶者の扶養であること
- 手続き……第3号被保険者は、配偶者の勤務している事業所で手続きしてください。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 5月31日(水)は自動車税(種別割)の納期です

4月1日現在で車を所有している方の車検証記載の住所に、5月中旬頃、納税通知書が届きます。期限内に納税をお願いします。

4月から、スマートフォンからQRコードを読み取って納付できる6アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ)に加え、納付書に印字されているQRコードを読み取って納付できる地方税統一QRコード(eL-QR)の導入により納付方法が増え、ますます便利になりました。もちろん、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

また、埼玉県では、自動車税(種別割)を納期限までに納税して納付履歴等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる「自動車税納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。詳しくは、埼玉県ホームページをご確認ください。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮・熊谷・所沢・春日部)での、窓口での現金による納税の受付は、3月末で終了しました。今後は、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストアでの納税などをご利用ください。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

※障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、令和4年度から郵送及び電子申請でも受け付けています。



地方税お支払サイト



「自動車税納めてプラス!」  
キャンペーン

**問合せ** 自動車税：自動車税コールセンター ☎0570・012・229

## ◆ 介護保険料の納め忘れはありませんか ◆

介護保険は支え合いの制度です。介護保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

災害等の特別な事情がなく滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。納付が困難な場合は、そのままにせず介護包括ケア担当までご相談ください。

介護サービスが必要となった時のために安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付にご協力をお願いします。

**問合せ** 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143

## 5月の納期

### ●固定資産税(第1期)

### ●軽自動車税(全期)

納期限は5月31日(水)です。口座振替の場合は5月26日(金)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

**問合せ** 役場 ☎66・3111

固定資産税 税務会計課課税担当 内線113  
軽自動車税 税務会計課課税担当 内線112